

病弱な在宅高齢者の世帯が、急病や事故などの緊急時に簡易に第三者に通報できるように緊急通報機を貸し出して設置します。

1、対象世帯

- ・下記の①～③のいずれかに該当する概ね 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯

- ①病弱または障害により緊急時に機敏に行動することが困難である方
- ②身体の傷病または障害により寝たきり状態である方
- ③突発的に生命に危険な症状が発生する疾病をお持ちの方

※ 上記に該当する方に加え、世帯員に 64 歳以下の方がいる場合でも、その方が知的障害、精神障害、認知症又は乳幼児等であり緊急時に適切な対応を取ることが出来ないと判断される場合は対象世帯とする場合があります。

※ 上記に該当する方以外に健常な世帯員がおり、その方が勤務等により日中のみ不在となる世帯は対象世帯になりません。

2、要 件

設置には、下記の①～③の要件があります。

- ①原則、市内在住の方の中から 3 名の協力員を登録できる方

※ 協力員には、緊急通報時に警備会社から連絡が入り、現場対応等の協力をしていただきます。市内在住の方でご登録できない場合はご相談ください。

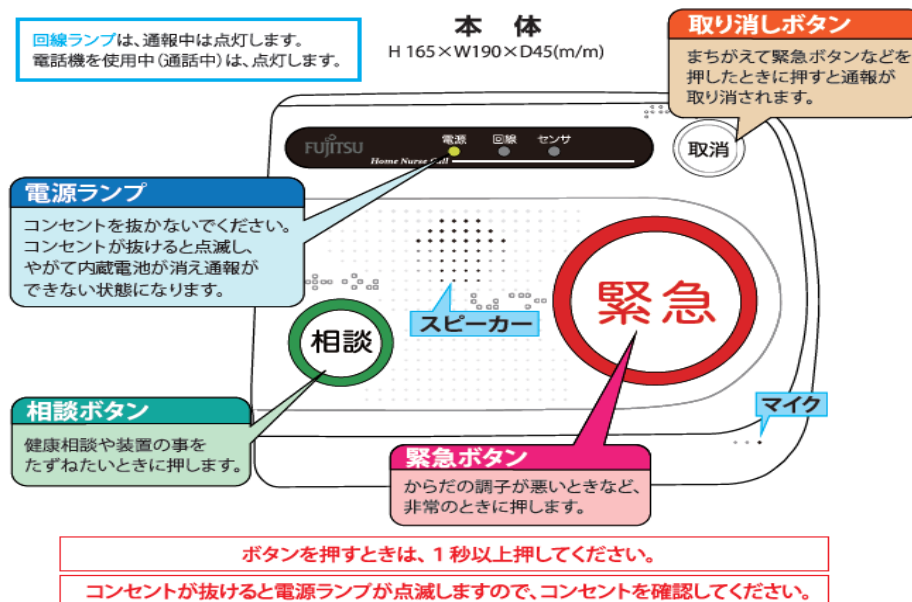
- ②原則、NTTのアナログ回線で固定電話を使用されている方

※ NTTのアナログ回線以外の通信回線の場合、通信状態が不安定なことがあり、緊急事態発生時に警備会社に通報出来ない可能性があります。また、停電時には通報が出来なくなります。

- ③ご自宅の合鍵（1 本）を警備会社に預けることができる方

3、設置する機器

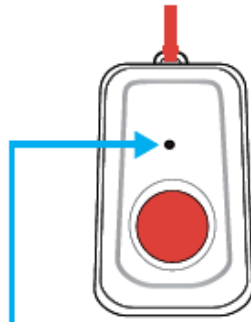
- ①通報機本体



- ・電話回線使用のため電話機付近に設置します。
- ・『緊急』ボタンを押すと、スピーカーを通して警備会社と会話ができます。
- ・『相談』ボタンを押すと、正看護師に24時間いつでも健康相談ができます。

②ペンダント型発信機

H 64×W41.6×D17(m/m)



ボタンを押すと、数秒間赤色で点滅します。

- このペンダントでは、会話はできません。
- 室内専用です。
- 完全防水ではありませんので水をかけないでください。
- 紛失すると実費負担となる場合があります。

***ボタンを押した後、本体のアナウンスを確認してください。**

- ・ボタンを押すと、本体を通じて警備会社と会話ができます。
- ・使用は本体設置家屋内のみです。

4、通報の流れ（通報ボタンを押すと…）

- ①緊急時に通報機本体またはペンダントのボタンを押します。
- ↓
- ②警備会社が受信、本体のスピーカーを通して話しかけ、状況確認をします。
- ↓
- ③警備会社が、必要に応じて救急車を要請するとともに、警備員が事前に預かっている自宅の鍵を持って出動します。また、同時に協力員に連絡します。
- ↓
- ④救急の場合は救急搬送など、必要な対応を行います。
救急車を呼ぶ必要がない場合は、警備員が出動すると同時に、状況により協力員にも現場対応の協力を要請します。
- ↓
- ⑤本人が救急搬送された場合など、警備員が室内の施錠を確認し、退出します。

5、相談の流れ（相談ボタンを押すと…）

- ①健康や介護の相談があるときは、通報機本体の『相談』ボタンを押します。
 - ↓
 - ②相談センターが受信、本体のスピーカーを通して対応します。
 - ↓
 - ③ご相談内容をスピーカーに向かってお話してください。
- ※ 相談は、正看護師が24時間体制で承ります。

6、費用

- ①装置の費用負担は下表のとおりです。なお、費用負担の有無は、本人または生計中心者の「所得税」の課税状況又は生活保護受給の有無により判定します。

「所得税」課税状況	負担額（月額）
課税	8 4 7 円
非課税	0 円
生活保護受給	0 円

【対象となる所得税について】

- 6月まで … 前々年にかかる「所得税」課税状況で判定
(前々年1月～12月分所得にかかる課税状況)
- 7月から … 前年にかかる「所得税」課税状況で判定
(前年1月～12月分所得にかかる課税状況)

②所得税課税状況の見直しについて

毎年6月に所得税課税状況見直しの調査を行うため、前年中の年金の源泉徴収票、確定申告書の写し等を提出していただく場合がございます。
なお、7月からの費用が自己負担に変わる方には通知いたします。

7、玄関の鍵について

- ①装置の設置工事の際に、あらかじめ鍵を1本お預かりします。
- ②お預かりした鍵は警備会社にて厳重に保管し、通報があった場合などは鍵を使用し対応します。

8、申請書類等

①設置申請書

申請者（対象世帯の一員）、世帯の状況、通報機設置を必要とする理由、協力員の情報をご記入いただきご押印ください。

②同意書

通報機設置の申請にあたり、同意いただく必要がある事項を記載しています。
内容をよくご確認頂き、**世帯員全員**のご署名とご押印が必要です。

③協力員承諾書（3名分）

協力員が3名必要です。夜中でも通報が入る可能性があるため、ご親族の方や近隣の方などにご協力頂いてください。
なお「緊急通報機協力員の皆様へ」協力員の方々にお読みいただき、協力員の役割を十分理解された上で協力員となるようご説明ください。

④誓約書

通報機の設置にあたり遵守していただく事項を記載しています。

内容をよくご確認ください、申請者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、ご押印ください。

⑤家主の承諾書

部屋に簡単な配線工事をする（大掛かりなものではありません）ので、借家・賃貸の場合は家主さんの承諾書が必要です。家主さんにご相談いただき、記入、押印をお願いします。持ち家の方は提出不要です。

9、申請から設置までの流れ

①申請書に必要事項記入のうえ、福祉政策課 地域福祉推進担当へ申請書類を提出



②後日、市役所の担当者が対象世帯の自宅を訪問、装置の説明、世帯員の身体状況の聞き取り等の面接とご自宅の状況を確認させていただきます。

※ 申請後に、面接日の調整をさせていただきます。

※ 身体状況や電話の契約状況によっては、設置ができない場合もあります。



③面接で設置決定となった場合、面接日から約一ヵ月以内に設置の工事を行います。

※ 設置日は、警備会社の工事予約状況により多少前後します。

※ 警備会社から設置日の日程調整についてご連絡させていただきます。



④工事完了後、機器を設置したことを協力員や親族等にご連絡いただきます。

10、設置後の連絡について（撤去等）

以下の場合は必ず市役所へ連絡（届出）が必要です。

1）通報機が撤去となるとき

- ① 施設入所時（介護保険施設、老人保健施設等）
- ② 長期入院時（在宅復帰の見込がない）
- ③ 死亡
- ④ 転出
- ⑤ 通報機を必要としない健常な方と同居
- ⑥ 固定電話を解約
- ⑦ 通報機が必要でなくなった

※ 上記に該当する場合は、緊急通報機は撤去となります。

2）通報機を移設する必要があるとき

- ① 市内転居したとき
- ② 電話回線を変更、または回線工事をしたとき
（変更後の電話回線の種類によっては機器の設置が不可（撤去）となる場合があります）

3) 鍵を変更したとき

- ① 預けている鍵または扉を変更したとき
- ② 同じ扉に新たに鍵を取り付けたとき

4) 協力員の変更について

- ① 登録している協力員を変更したい
- ② 協力員の住所、電話番号等に変更があった

1 1、その他の注意事項

- ①機器設置後、設置したことを必ず協力員や親族等にお知らせいただきます。
- ②装置の破損やペンダント型発信機の紛失に関しては**実費弁償**となります。
 - ※ 本体機器で約3万円、ペンダント型発信機で約1万円
 - ※ 実費弁償額は使用期間等により異なります

ご質問などがございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先：

岸和田市 福祉政策課 地域福祉推進担当
(住所) 〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
(直通電話) 072-423-9467